

# 令和6年度やいづ駅前テレワーク専用施設事業施設管理者募集要領

## 1 施設管理者募集の目的

令和6年度やいづ駅前テレワーク専用施設の施設管理者選定にあたり、申請書を基に動機や事業内容等を総合的に評価し、最も合致した管理者を選定する。

この要領は、令和6年度やいづ駅前テレワーク専用施設事業に係る施設管理者募集に関して、応募資格のある事業者等が申請を行うため必要な事項を定める。

## 2 事業概要

- (1) 事業名称 令和6年度やいづ駅前テレワーク専用施設事業
- (2) 事業内容 令和6年度やいづ駅前テレワーク専用施設事業に係る施設管理者募集
- (3) 事業所管課 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号  
焼津市経済部商工観光課 商工政策担当  
担当 打桐、片岡  
電話番号 054 - 626 - 1175  
F A X 054 - 626 - 2194  
E-mail アドレス : [shoko@city.yaizu.lg.jp](mailto:shoko@city.yaizu.lg.jp)

## 4 応募資格等

次のいずれかに該当する個人又は団体であること。

- (1) 市内でコワーキングスペースの運営を行うもの
- (2) 市内でサテライトオフィス等を設置し、事業を営むもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めたもの

## 4 スケジュール

- (1) 施設管理者の募集、申請受付期間：令和6年4月15日（月）～5月10日（金）
- (2) 申請書類の整理、確認期限：令和6年5月14日（火）
- (3) 納税状況等の確認期限：令和6年5月17日（金）
- (4) 選定期間：令和6年5月20日（月）から5月24日（金）までの間で選定
- (5) 事業承認書：令和6年5月24日（金）までに通知

## 5 申請にあたっての留意事項

- (1) 実施要領の承諾  
申請書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 費用の負担  
申請書等の提出に関する費用は、事業者の負担とします。
- (3) 使用言語  
申請に関して使用する言語は日本語とします。
- (4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、承認通知書の内容にかかわらず返却いたしません。

(5) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(7) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、選定の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

## 6 申請書等の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限：令和6年5月10日（金） 午後5時（必着）

(2) 提出場所：2－(3)に同じ

(3) 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 提出書類：事業申請書 第1号様式

事業計画書 第2号様式

収支予算書 第3号様式

誓約書 第4号様式

## 7 選定結果通知書

市は、申請書等を提出した事業者等に対し、その内容を審査し、令和6年5月24日（金）までに様式第5号「事業承認書」を電子メールにより通知します。

## 8 申請内容

(1) 本業務の目的及び内容を理解した申請内容であること。

(2) 焼津駅前周辺の現状等を基にした申請内容であること。

## 9 申請にあたっての留意事項

(1) 申請費用の負担

申請に関する費用は、申請者の負担とします。

(2) 使用言語及び単位

申請に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、承認、不承認にかかわらず返却いたしません。

(4) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(5) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(6) 申請書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

(7) その他

本要領等に定めるもののほか、申請にあたって必要な事項が生じた場合には、申請者

に通知します。

## 10 プレゼンテーション

申請内容に関するプレゼンテーションは開催しない。

## 11 施設管理者の選定

本施設の管理者選考にあたっては、令和6年度やいづ駅前テレワーク専用施設事業施設管理者選定に関わる選定委員会が、下記の事項について、提出された申請書等の書類を公平かつ客観的に評価し、管理者を選定する。

複数の申請者において評価点が同じであった場合には、くじにて管理者を決定します。くじについての辞退はできないものとする。

(1) 本業務の業者は、以下の内容を総合的に評価し、決定をする。

- (ア) 事業計画の内容
- (イ) 収支予算

(2) 結果については、以下のとおり通知する。

選定者には、承認通知書を送付する。

## 12 契約

焼津市と選定者と使用貸借契約を行う。契約の締結は、令和6年5月31日(金)を予定する。

## 13 事業の変更等

施設管理者は、事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、やいづ駅前テレワーク専用施設事業計画変更(中止)承認申請書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式別紙)
- (2) その他市長が必要と認める書類

市長は、前項の規定による申請があった場合は、可否を決定し、やいづ駅前テレワーク専用施設事業計画変更(中止)承認書(第7号様式)により通知する。

## 14 実績報告

施設管理者は、期間中の実績について、やいづ駅前テレワーク専用施設事業終了後20日以内に、やいづ駅前テレワーク専用施設事業実績報告書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(第8号様式別紙)
- (2) 収支報告書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 15 終了後の努力義務

施設管理者は、やいづ駅前テレワーク専用施設事業終了後、やいづ駅前テレワーク専用施設に関する事業の成果について、今後の事業に活かすよう努めなければならない。

## 16 問い合わせ先

この件に関する問い合わせは、全て電子メールにて行う。

電子メールに資料添付をする場合は、必ず ZIP 形式で圧縮して送信すること。

送信メールアドレス：焼津市経済部商工観光課 [shoko@city.yaizu.lg.jp](mailto:shoko@city.yaizu.lg.jp)

担当者：打桐、片岡